

ウッドシティTOKYOモデル建築賞 Q & A

1 応募要件について

Q 1 募集要項「3 応募対象施設」の要件(2)の「公開可能」とはどういう意味か。

A 1 建築賞のPRや、木材利用の普及啓発に関する広報物、会議資料及び講演資料等に、応募資料の情報や写真等を使用可能であることとします。

なお、受賞施設を広く紹介し木材利用の機運を高めていくことが目的であるため、上記に加え、見学会等の要請があった場合に対応が可能であると、より望ましいです。

Q 2 募集要項「3 応募対象施設」の要件として、「(6) 同一の建築コンクール等において、知事賞や大臣賞の受賞歴がないこと。」とある。応募を考えている施設については、大臣賞を最優秀賞とするコンクールにおいて、優秀賞である審査委員特別賞の受賞歴がある。この場合、この施設は応募対象施設の要件を満たすことになるのか。

A 2 募集要項「3 応募対象施設」の「(6) 同一の建築コンクール等において、知事賞や大臣賞の受賞歴がないこと。」については、知事賞や大臣賞の受賞歴がない施設であることが要件となりますので、それ以外の賞の受賞歴があったとしても応募は可能です。

2 応募書類について

Q 1 代表応募者（施主）、連名応募者1（設計者A）、連名応募者2（設計者B）の3社連名での申込を考えているが、誓約書（別記第2号様式）及び承諾書兼誓約書（別記第3号様式）の提出の要否について教えてほしい。

A 1 誓約書（別記第2号様式）：施主、設計者A、設計者Bの3社分ご提出ください。

承諾書兼誓約書（別記第3号様式）：建築物の「施工」に関わった会社（施工者）から本書類を提出していただく必要があります。応募にあたっては、3「社」ではなく、施主・設計者・施工者の3「者」が応募について相互に了解していることが必要となります。

※ 例えば施主1社・設計者4社といったような3社以上の連名応募の場合でも、施工者から応募の了解（承諾書兼誓約書の提出）を得ていただく必要があります。

Q 2 応募者が区市町村となる場合、暴力団関係者に該当することはないが、この場合であっても誓約書（別記第2号様式）の提出は必要か。

A 2 区市町村の場合は提出不要という例外規定を設けておりません。誓約書の後半部分には、「応募者又は承諾者の誓約に違反又は相違があり、同要領第4の規定により応募の取消し又は受賞の取消しを受けたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。」という記載もあり、この部分に同意していただくことも含め、お手数ではございますが誓約書のご提出をお願いいたします。

Q 3 設計者と施工者が同一の場合、誓約書（別記第2号様式）は2枚提出するのか。

A 3 設計者と施工者が同一の場合は、誓約書は1枚で構いません。

応募用紙「1 応募者」欄の「□設計者」「□施工者」の2つの□にチェックを入れてください。その記載により、設計者と施工者が同一であることを確認いたします。

Q 4 施工者などがジョイントベンチャーの場合、誓約書（別記第2号様式）はどのように提出すればよいのか。

A 4 記載例をご覧ください。

Q 5 「国産材を使用したことが確認できるもの（産地証明書の写し等）」とあるが、産地証明書の用意ができない場合、産地が記載された納品書等で代用可能か。

A 5 募集要項に記載のとおり、国産材を使用したことが確認できるものであれば、産地証明書以外の書類でも代用可能です。納品書に産地が記載してある場合は、納品書により代用が可能です。

※ 手元にある書類で代用可能か分からぬ場合、産地が確認できる書類がない場合等はお問い合わせください。

Q 6 既存店舗の内装木質化で応募したいが、建築物ではないため検査済証が存在しない。検査済証がない場合はその理由を記載した書面を提出するとあるが、どのように記載すればよいのか。

A 6 「建築確認が不要な工事であるため、検査済証についても存在しない。」といった内容で構いませんので、作成をお願いいたします。